

静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業 入札説明書等質問回答(2回目)

NO	書類名	項目	頁	I 条	1 項他	(1)	1)	他	質問	回答
1	入札説明書	割賦金の請求	21	V	6	(2)	2)	イ	割賦金(施設整備費相当分)と維持管理費相当分のサービス購入費を別々に請求することは可能という理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
2	入札説明書	割賦金		V	6	(2)	2)	イ	割賦金の第1回目の請求書は、平成22年9月末の翌日から30日以内に送付するとの理解でよろしいですか。	お考えのとおりです。
3	入札説明書	割賦金利	21	V	6	(2)	3)	イ	割賦金にかかる利息は、引渡日当日から発生するという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。 なお、施設の引渡し予定日を、平成22年7月31日(土)から8月2日(月)に変更します。
4	入札説明書	基準金利の改定	22	V	6	(2)	3)	ウ	平成32年7月31日の2営業日前に改定された割賦基準金利が適用されるのは、平成32年7月31日からという理解でよろしいでしょうか。すなわち、平成32年10月中(又は11月中)に支払われるサービス購入費の割賦利息の計算は、分かれ計算となり、平成32年4月1日～7月30日までを当初割賦基準金利により、同年7月31日～9月30日までを改定後割賦基準金利により計算を行なう、という理解で間違いないでしょうか。	施設の引渡し予定日を、平成22年7月31日(土)から平成22年8月2日(月)に変更します。 したがって、平成32年8月2日の2営業日前に改定された割賦基準金利が適用されるのは、平成32年8月2日からです。 分かれ計算については、お考えのとおりです。
5	入札説明書	基準金利の改定	22	V	6	(2)	3)	ウ	もし上記質問による割賦利息算出の考え方と異なり、改定後の新基準金利の適用日が次回金利期間の平成32年10月1日からであるとするならば、当該割賦金利の基準金利改定日を平成32年7月31日ではなく平成32年10月1日の2営業日前に変更していただけないでしょうか。	N04をご参照下さい。
6	入札説明書	施設の整備業務に関する金利支払額の算定及び改定		V	6	(2)	3)	ウ	初回の改定時の基準金利は、平成22年7月31日の2銀行営業日前とありますが、引渡しの遅延等が発生した場合には、変更するのですか。変更する場合は、どのケースにおいて変更されるのか明示いただけますか。	施設の引渡し予定日を、平成22年7月31日(土)から平成22年8月2日(月)に変更します。 基準金利の設定日は変更しません。
7	入札説明書	支払内容		V	6	(3)	1)		初回の支払いは平成22年8月及び9月の2ヶ月分であり、残りの支払いは3ヶ月分という理解でよろしいですか。	お考えのとおりです。 なお、施設の引渡し予定日を、平成22年7月31日(土)から平成22年8月2日(月)に変更します。

NO	書類名	項目	頁	I 条	1 項他	(1)	1)	他	質問	回答
8	入札説明書	支払内容		V	6	(4)	1)	ア	初回の支払いは平成22年8月及び9月の2ヶ月分であり、残りの支払いは3ヶ月分という理解でよろしいですか。	お考えのとおりです。 なお、施設の引渡し予定日を、平成22年7月31日（土）から平成22年8月2日（月）に変更します。
9	入札説明書	サービス対価の減額等	28	V	7	(4)	3)		確認ですが、合計ペナルティポイント8以上の場合の措置であるサービス対価の支払い停止については、維持管理費相当分・給食運営費相当分に限定され、施設整備費相当分（割賦金）は当該措置の対象外という理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
10	要求水準書	インフラ関係	3	I	3	(6)			光熱水費は全て事業者負担となっておりますが、提案金額に占める割合も大きく間違った試算をしますと、事業の健全性にも影響する恐れがあります。提案内容により使用する設備や機器の違いがありますが、同規模である中吉田学校給食センターでの光熱水費の実績について公表願えないでしょうか。	要求水準書添付資料23 に平成19年度中吉田学校給食センターの光熱水費の実績を公表していますのでご参照下さい。
11	要求水準書	供給能力	4	I	4	(1)			入札説明書等の説明会時に、平成22～23年の西武センター改修に伴い、他センターで賄えない食数を本新設が受け持つため、一時的に供給能力が12,000食になると認識しております。この増加分については、債務負担の増額も検討されているとのことでしたが、具体的な明記を事業契約書（案）に盛り込んでいただくことは可能でしょうか。	今回の契約書には盛り込みません。変更契約で対応する予定です。別紙「西部センター改修に伴う措置について」をご参照ください。
12	要求水準書	運営業務 要求水準書	6	IV	3	(2)	5)		揚物、焼物、蒸し物調理業務の件で前前回の質疑の回答においてフライヤーで2献立同時使用がありうるの回答でありながら、フライヤーは、1台の想定とありますが、3献立の配送時間にある程度のずれがあるのでしょうか、数少ない同時使用のために倍以上の能力の機器を設定するか、別途予備フライヤーを設定となりますので お考えをお聞かせ願えませんでしょうか。	フライヤーでの2献立同時使用による配送時間のずれは想定しておりません。2献立のうち1献立を連続式揚げ物機（フライヤー）を使用し、もう1献立を別の機器で調理することを想定しています。
13	要求水準書	機械設備	16	II	6	(3)	2)	ア	換気・空調設備についての要求を履行するだけでは健全な作業環境が確保されることが考えられます。設備内容について別途協議とさせていただけないでしょうか。	事業者が適切と考える設備仕様を提案してください。

NO	書類名	項目	頁	I 条	1 項他	(1)	1)	他	質問	回答
14	要求水準書	調理設備の仕様	18	II	7	(2)			調理設備の仕様について要求がありますが、食器食缶の要求時にある「中古品を使用しないものとする」が記述されていません。中古品を使用したり、旧式の機器を使用しますと、省エネルギーの配慮、施設の衛生的かつ機能的な整備を図る等、該案件における基本方針から逸脱する恐れが考えられます。仕様について別途協議とさせていただけないでしょうか。	調理設備の中古品は不可とします。
15	要求水準書	維持管理業務	31	III	1	(1)	3)		「施設、調理設備、食器食缶及び施設備品の維持管理に伴う修繕・更新（補充）の方法等は、事業者の裁量によるもの」となっていますが、民間事業者の考え方と貴市の考えが違う場合が考えられます。修繕・更新（補充）の内容等について、別途協議とさせていただけないでしょうか。	事業者が適切と考える修繕・更新（補充）の仕様を提案してください。
16	要求水準書	配送計画	47	IV	5	(3)			配食予定校の見学会で配膳室の状況等を確認できましたが、事業者側で作成した配送ルート（案）に基づき試走を行う際、校内には入れないため、配膳室の場所を図等でご教示いただけますでしょうか。	落札者決定後に、準備できしだい情報提供します。
17	要求水準書	残滓処理等	48	IV	6	(2)	2)	ア	学校へ直納されるパン等の食べ残しも事業者側で回収することになっていますが、それに要するビニール袋等の消耗品は学校にて準備されるという認識でよいでしょうか。	お考えのとおりです。
18	要求水準書	添付資料	2	1	(17)				入札説明書等の説明会時に、提案書に要求水準書の記載事項が全て盛り込まれていなくても実施するとみなすとのことでしたが、要求水準書の内容が漏れていることで、必ずしも定性評価点に悪影響を与えないという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
19	事業契約書 (案)	定義	2	1	(14)				「サービス購入費」と「サービス対価」の用語が本契約上で混同されているものと思料します。統一方お願いいたします。	サービス購入費に統一します。

NO	書類名	項目	頁	I 条	1 項他	(1)	1)	他	質問	回答
20	事業契約書 (案)	定義	2	1	(19)				H20年7月7日に「実施方針修正案」が公表されていますが、この中にはH20年4月16日公表された内容での質問回答以外も加筆・修正されていますが、この最新版が正文書になるのではないのでしょうか。	お考えのとおりです。 平成20年7月7日に公表した実施方針修正案を契約書(案)第1条(19)の定義に追加します。
21	事業契約書 (案)	定義	2	1	(23)				「竣工図書」とは、別紙4に掲げる図書ということでしょうか。	お考えのとおりです。
22	事業契約書 (案)	定義	3	1	(28)				「設計図書」とは、別紙1に掲げる図書ということでしょうか。	お考えのとおりです。
23	事業契約書 (案)	用語の定義	5	7	2				“ただし、法令の変更は、不可抗力に含まれないものとする。”とありますが、法令の変更によって事業者にもリスクが発生した場合、リスク分担表の「PFI事業に特別に影響を与えるもの」と理解し、貴市のリスクとして考えてよろしいのでしょうか。	ご質問は、3頁1条(28)と思慮しますが、法令変更による協議及び増加費用の負担については、事業契約書(案)第77条に記載のとおりです。
24	事業契約書 (案)	事業者の資金 調達	12	24	6				金融上の支援について、単品スライド条項が適用されるということでしょうか。	ご質問は、5頁第7条第2項と思慮しますが、PFI手法のような設計、施行一括発注において、単品スライド条項の適用がどうすれば可能かの検討はしています。
25	事業契約書 (案)	本件工事に伴 う近隣対策	12	24	6				提案内容を超える近隣対策費が発生した場合、貴市にて負担していただく等、協議の場を設定していただけないでしょうか。騒音や振動及び臭気について、感覚的要素が大きいものもあり、仮設工事にかかる費用についても、通常範囲を超えるものについては、事業者側のコストリスクが大きすぎると思います。検討願えないでしょうか。	通常範囲を超えるリスクは想定しておりません。
26	事業契約書 (案)	瑕疵担保の保 証書	18	40	5				請負人等がJVの場合、保証書に署名押印するのは、当該JVの代表企業のみでよろしいでしょうか。	代表企業のみで結構です。
27	事業契約書 (案)	保険金請求権 への担保設定	19	42	4				本項に定める担保権設定に係る承諾については、第82条第3項に準じて、市は合理的な理由なく当該承諾を留保、拒絶又は遅延しないという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。

NO	書類名	項目	頁	I 条	1 項他	(1)	1)	他	質問	回答
28	事業契約書 (案)	本件工事に伴う近隣対策	22	50	5				“近隣対策の結果、事業者…事業者が負担する。”とありますが、現在、近隣住民から出されている意見を提案書提出前に開示していただけないでしょうか。提案金額に大きく影響するものと思料いたしますので、情報開示をお願い致します。	騒音、振動等について近隣と協議はしておりませんのでデータはございません。
29	事業契約書 (案)	本施設の維持管理業務及び給食の運營業務に伴う近隣対策	26	61					提案厨房設備機器で、騒音等、数値面では法的にクリアされていても、近隣より苦情として発生した場合何らかの対応をせざるを得ないと考えられます。この場合、貴市にて負担していただく等、協議の場を設定していただけないでしょうか。	個々の厨房機器ではなく、施設全体での防音対策をお願いします。
30	事業契約書 (案)	維持管理費相当分の支払い	27	69					維持管理・運営期間は平成22年8月から開始にも係わらず、第1回の支払対象期間の開始が平成22年7月となっています。平成22年8月の誤りですか。	第61条維持管理費の支払は、平成22年8月に訂正します。 なお、施設の引渡し予定日を、平成22年7月31日（土）から平成22年8月2日（月）に変更します。
31	事業契約書 (案)	事業者の事由による契約終了	28	70					PFI事業における資金調達においては、金融機関と事業者の間で事業契約上の地位譲渡予約契約を締結するのが一般的です。市は、事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができますが、地位を譲渡する際には、事前に市と金融機関の間で協議することを、市と金融機関との間で締結する直接協定において定めることは可能ですか。	可能です。
32	事業契約書 (案)	施設引渡し前 の本契約解除	28	70					PFI事業における資金調達においては、金融機関と事業者の間で事業契約上の地位譲渡予約契約を締結するのが一般的です。市は、事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができますが、地位を譲渡する際には、事前に市と金融機関の間で協議することを、市と金融機関との間で締結する直接協定において定めることは可能ですか。	可能です。

NO	書類名	項目	頁	I 条	1 項他	(1)	1)	他	質問	回答
33	事業契約書 (案)	違約金	29	71	2				本項に定める違約金は、“本契約締結時点での維持管理費相当分（年額）及び給食運営費相当分（年額）の100分の25に相当する金額”とされていますが、ここでいう“年額”の内容につきご教示ください。例えば、維持管理費相当分については、市から5年毎に平準化した金額をお支払いいただきますので、年度によって金額が異なるものと思料します。	”年額”の内容は、維持管理費相当分と給食運営費相当分の事業期間中（14年8ヶ月）の合計額を、14年8ヶ月で除した数値とします。 なお、違約金の額は100分の10に変更しています。
34	事業契約書 (案)	違約金	29	71	2				本項に定める違約金には、消費税部分は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
35	事業契約書 (案)	違約金	29	71	2				市は、事業契約解除後、未払いのサービス購入費を本契約解除前の支払スケジュールに従って支払うとありますが、割賦元本（施設整備費相当分）とともに支払われる割賦金利については、基準金利の利率と当初事業者提案によるスプレッドの合計の利率が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
36	事業契約書 (案)	中途解除時の事業者の修繕義務	29	71	4				事業契約が中途解除された場合、事業者自身が破綻・消滅している若しくは当事者能力を喪失している可能性が高いものと思料します。かかる状況において、事業者追加修繕義務を課しても実態としてワークしないのではないかと考えます。また、この際、同条2項に基づき分割払いされる施設整備費に係るサービス購入費と本件追加修繕費用が相殺されるような可能性があるかと、サービス購入費を返済原資にプロジェクトファイナンスを供与する融資金融機関にとって、融資供与自体が極めて困難なものになると思料します。については、本項については、他のPFI案件と比しても、事業者側の負担が過大なものと思料しますので、ご再考をお願いいたします。	原案通りとします。 修繕が万一生じたとしても、故意によるものでない限り違約金の範囲内である可能性が大きいと想定していますので、過大とは考えておりません。
37	事業契約書 (案)	施設引渡し後の本契約解除	33	79	(3)				PFI事業における資金調達においては、金融機関と事業者の間で事業契約上の地位譲渡予約契約を締結するのが一般的です。市は、事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるとありますが、地位を譲渡する際には、事前に市と金融機関の間で協議することを、市と金融機関との間で締結する直接協定において定めることは可能ですか。	ご質問は、28頁第71条と思慮しますが、ご質問の件は可能です。

NO	書類名	項目	頁	I 条	1 項他	(1)	1)	他	質問	回答
38	事業契約書 (案)	不可抗力に係る協議及び増加費用の負担	33	79	(2)				不可抗力が複数回生じた場合とは、同一年度内における複数回なのか事業期間内における複数回なのか、明示いただけますか。	同一年度内です。 契約書（案）を不可抗力が同一年度内に複数回生じた場合に修正します。
39	事業契約書 (案)	関係者協議会	35	85	2				作成される関係者協議会の運営要綱に、事業者が必要と判断した場合に、業務受託者、金融機関または弁護士等の関係者協議会への参加を可能とする内容を盛り込んでいただくことは可能でしょうか。	85条第1項「本事業の実施に関する協議を行うため」関係者協議会が設置されるという主旨に基づく限り、「運営要綱」にご指摘の内容を盛り込むことは可能と考えられます。
40	事業契約書 (案)	不可抗力に係る協議及び増加費用の負担	36	88	2				不可抗力が複数回生じた場合とは、同一年度内における複数回なのか事業期間内における複数回なのか、明示いただけますか。	ご質問は、33頁79条(3)と思慮しますが、同一年度内です。 契約書（案）を不可抗力が同一年度内に複数回生じた場合に修正します。
41	事業契約書 (案)	金融機関等との協議	36	88	2				市は、金融機関等と協議し、事前通知と協議に関する事項を定めるとありますが、(1)乃至(5)が発生する、又は発生する可能性がある場合には必ず協議し、定める必要があるという意味ですか。	お考えのとおりです。
42	事業契約書 (案)	金融機関等との協議							市と金融機関の間で協議した事項は、市と金融機関の間で締結する契約（直接協定）において定めるという理解でよろしいですか。	お考えのとおりです。